

令和元年度 教育委員会 第16回定例会 議案

1 日 時 令和2年1月8日(水) 午後1時30分

2 場 所 教育委員会議室

3 報告事項

4 議 事

<非>第33号議案 令和3年度に開校する特別支援学校(三島田方地区、
浜松地区)の校名決定

…非

5 閉 会

第16回定例会 報告事項

番号	項 目	Page
1	令和元年度静岡県教員育成協議会の取組	1

令和元年度 静岡県教員育成協議会の取組

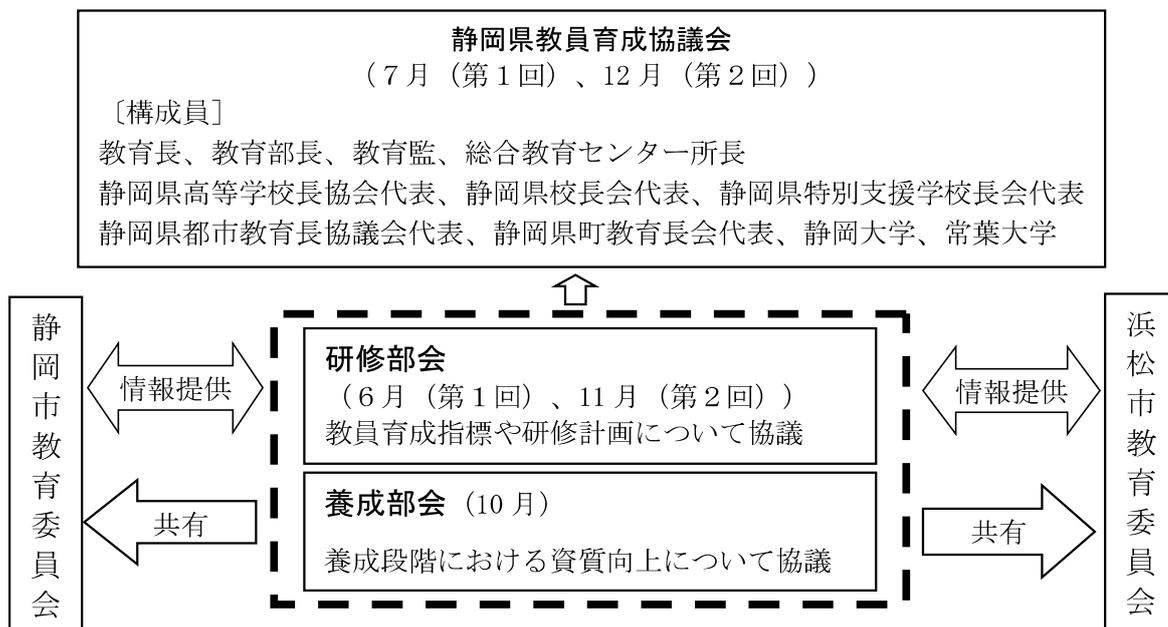
(教育政策課)

1 静岡県教員育成協議会

[教育公務員特例法上の位置付け]

教育公務員特例法の一部改正に伴い、平成 29 年 6 月に設置。教員の人材育成について協議を行う法定機関。

【参考】教育公務員特例法 抜粋
 第二十二條の五 公立の小学校等の校長及び教員の任命権者は、指標の策定に関する協議並びに当該指標に基づく当該校長及び教員の資質の向上に関して必要な事項についての協議を行うための協議会（以下「協議会」という。）を組織するものとする。



2 今年度の検討事項

(1) 研修関係

課題	主な検討内容
教員育成指標に基づき、キャリアステージに応じた資質能力を育成する研修体制の整備 <div style="text-align: center;">↓</div> 学び続ける教員の育成	ア 令和 2 年度の研修計画 ・新しい時代への対応、研修参加への負担軽減など、研修企画立案の方針の策定 ・研修企画立案方針の各研修への反映 ----- イ 中堅期以降の研修体系の整備 研修実施時期、回数、内容 など

(2) 養成関係

課題	主な検討内容
教員採用試験の倍率低下により、優秀な教員の確保が難しくなっている <div style="text-align: center;">↓</div> 養成段階における資質向上	ア 教員志願者確保のための方策 教育実習など教員の魅力を感じる機会の設定 イ 養成段階における資質向上策 静岡県として養成段階から必要とする資質能力及びその育成方法

3 検討結果

(1) 研修関係

ア 令和2年度教員研修計画（参考資料1～3）

研修の方針		対応
1	I C T活用や英語教育等、新しい時代に対応した研修を進める	・新規研修（I C T活用研修、英語教育、幼児教育、特別支援教育、新学習指導要領対応）の設定や既存の研修内容を改善
2	教員等育成指標を踏まえ、キャリアステージに応じて育成すべき資質能力を身に付ける	・キャリアステージを踏まえた研修体系による年次別研修、管理職研修の実施 ・「任期付教員対象研修」を新規に設定
3	全ての研修において教育的素養、総合的人間力に関する要素を取り入れる	・民間企業や在外教育施設などでの派遣研修の実施 ・外部機関との連携、外部講師の招聘
4	業務改革を考慮し、内容を企画立案する	・eラーニングや遠隔受講システムの導入 ・複数会場の設定 ・研修の内容にも働き方改革の内容を反映
5	校外研修と校内研修を関係付け、効果的な研修を企画立案する	・校内で実践可能な内容を扱う ・校内で共有可能な資料提供

※人事異動を人材育成研修の一環としてとらえ、人事異動方針と研修方針(方針1～3)とを関連づける（参考資料4、5）

イ 中堅期以降の研修体系の整備

立案の方針	検討案
中堅教諭等資質向上研修以降の研修を設定し、教員が学び続ける体制を整備する	・深化・熟練期にキャリアデザイン研修、キャリアマネジメント研修を設定 ・5年ごとに2回、自主的な研修（自己開発研修）を実施。教職大学院の講座（eラーニングを含む）等の受講

(2) 養成関係

ア 教員志願者確保のための方策

県内16大学へのアンケート結果を踏まえて対応について協議（参考資料6、7）

学生が進路変更をする契機	対応
1 教員の労働環境	・業務改革プランや部活動ガイドラインの策定 ・特別支援教育、外国人児童生徒などに向けた人的支援等の充実 ・スクールサポートスタッフやスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等の配置充実 など
2 民間企業の魅力	
3 教育実習	・子どもたちとの関わりなどを通して、教員の魅力を感じる教育実習の推進 ・学校体験活動の推奨

4	大学入学時において意欲が希薄	(各大学) ・先輩教員訪問 ・教員採用試験報告会 ・教育実習報告会 (静岡県) ・大学訪問による教職の魅力の説明 ・総合教育センターの研修視察受入 ・中高生対象の教職セミナーの実施
---	----------------	---

イ 養成段階から特に必要とする資質能力

特に必要な資質能力		対応
1	特別な支援が必要な児童生徒への指導力	<ul style="list-style-type: none"> すべての学生が養成課程の講義を通じて学ぶことができるコアカリキュラムの設定 学校体験活動の促進により、子どもと関わるができる <div style="text-align: center;">↓</div>
2	外国人児童生徒への指導力	
3	いじめに対する指導力	
4	不登校の児童生徒に対する指導力	学校体験活動の更なる推奨（県教委としての取組） （社会教育施設などの学校以外の場所も含めて、子どもたちと関わることを推奨する）

4 今後の方向性

(1) 研修関係

- ・総合的人間力と教育的スキルを持ち合わせた教員の養成に向けた研修メニューの発展及び精選
- ・研修参加環境の改善（eラーニングや遠隔受講システム等の活用促進）
- ・研修及び研究の全体的マネジメントを行う事務局内横断組織（研修検討委員会（仮称））の新設

(2) 養成関係

- ・教職の魅力の広報や実習メニューの充実
- ・大学と各学校（小・中・高・特）の連携の更なる強化（教育実習に関する方針の共通理解等）